

佐賀南警察署協議会開催結果の概要

令和7年2月12日

会 議	令和6年度 第2回 佐賀南警察署協議会
開催日時	令和6年12月9日(月) 15:00~16:00
開催場所	佐賀南警察署 3階 大会議室
出席者	協 議 会：横尾会長、石橋副会長、荒木副会長、山口委員、渡邊委員、松田委員、平野委員、松尾委員、栗林委員、小柳委員、田中委員 (11人) 警 察 署：署長、副署長、刑事官、会計官、警務課長、生活安全課長、地域第一課長、地域第二課長、刑事第一課長、刑事第二課長、交通課長、警備課長、被害者支援係長 (13人) 計 24人
議 事 概 要	
<p>1 開会</p> <p>2 会長挨拶</p> <p>令和6年度第2回佐賀南警察署協議会の開催に当たり、各委員を代表し、一言御挨拶申し上げます。</p> <p>冷え込む時期に入り、社会の安全安心の確保に尽力しておられる警察の方々には心から感謝申し上げます。</p> <p>本年は、能登半島地震や航空機事故からはじまり、各地で豪雨による災害が発生するなど明るい話題が少なかったのですが、オリンピックやパラリンピックでの日本人選手の活躍や大リーグでの世界的記録の樹立など、日本人として誇れる話題もありました。</p> <p>そのような中、本県では国民スポーツ大会が開催され、全国から多くの選手や応援の方々佐賀県を訪問され、さらに、多くの皇族方の御来県もあって、警察をはじめ各団体等におかれては、多くの御苦勞があったと思います。</p> <p>期間中、世間を騒がすような事件事故の発生がなく何よりでした。</p> <p>一方、報道では、闇バイトによる強盗事件等が連日取り沙汰され、中には命を落とされた被害者がおられますので、全国警察を挙げて、対策に取り組まれているこ</p>	

とと思います。

犯罪や交通事故の無い社会は、警察だけで実現できるものではなく、地域住民、警察、自治体などが連携し、様々な活動を継続的に行いながら、それぞれが能力を発揮してこそ実現できるものと考えています。

本日は、警察と地域社会の架け橋となる各委員の皆様からの忌憚のない御意見を期待しています。

3 署長挨拶

本日は、御多忙の中に協議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

第1回協議会を7月に開催しましたが、それから丁度5か月が過ぎ、あっという間に年末が来たと感じております。この間、県内では国スポ・全障スポが開催され、これに伴う警衛警備を実施し、また、衆議院議員の総選挙に伴う要人警護や選挙違反取締まりなど、例年にない業務が多々あったところです。

このような中、佐賀南警察署としては、市民の皆様のお安全安心に関わる事項について、決してゆるがせにできないとの信念を持って業務に当たってきました。

本日は前回諮問しました繁華街の治安対策について答申を頂くこととなっておりますが、我々としては、皆様の御意見を踏まえた上で、よりよい治安対策となるようにしっかりと取組んでいきたいと思っています。

本日は、警察の業務に対する忌憚のない御意見をお聞かせ願いたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

4 答申

令和6年度第1回協議会における諮問「繁華街における治安対策の推進」に対し、以下のとおり答申を受けた。

答申～第1回協議会で諮問された「繁華街における治安対策の推進」について、委員の方々の意見等も踏まえ、次の3項目について答申します。

1点目は「防犯カメラの更なる設置促進」です。

防犯カメラは、犯人の検挙のみならず、犯罪の未然防止に大きな効果を発揮する一方で、善良な市民に対しては安心感を与える大変有用なツールだと思っています。

佐賀南警察署では、既に繁華街における防犯カメラの設置促進活動に取り組んでおられますが、この活動を今後更に推進していただきたいと思っております。

2点目は「取組内容の積極的な広報」です。

犯罪防止活動をより効果的に推進するためには、「防犯の見える化」「取組の見える化」にも配慮する必要があると思っています。

佐賀南警察署では、防犯カメラの設置促進をはじめ、繁華街における様々な治安対策を推進されておられますが、こういった活動を積極的にマスコミにリリース（発表）するなど、広くアナウンス（公表）することにより、より効果的な治安対策を進めることができると思っています。

3点目は「取組の効果検証」です。

治安対策を効果的に推進するには、その対策が犯罪の減少や体感治安の向上に繋がっているかなどについて、検証を行い、改善を図っていくことが重要だと思います。

そのためには、適当な時期を見計らい、佐賀南警察署の取組に対する住民や事業者等の意識調査を行うのも有効な手段だと思います。

以上3点について答申いたしましたですが、このほかにも繁華街のパトロール、飲酒運転の検問、犯罪の検挙活動等にも引き続き取り組んでいただき、事件・事故の抑止、市民の安全・安心の確保に御尽力いただきたいと思います。

5 協議

(1) 業務概況

各課長から各業務の概要を説明

(2) 質疑応答・要望

委員 3点お尋ねする。

1点目は交通事故の死亡者数が2023年は過去最少とあったが、本年は、既に24名になっている。高齢者が横断歩道を渡る際の事故が多いにもかかわらず、佐賀県では横断歩道での車両の一時停止がなかなか守られていない。佐賀県の（信号機のない横断歩道における車の）一時停止率は40パーセントと、全国1位の長野県の80パーセントと比較して低い状況にあるが、この状況をどのように捉えているか。

2点目はニセ電話詐欺、SNS型の投資詐欺が、過去に例を見ないほど発生していることについてである。

金融機関の窓口、またはコンビニエンスストアで被害を未然に防げたケースがあるようだが、それらは氷山の一角で、偶然、発覚したのではないかとの懸念がある。被害防止のための住民への啓発活動をどのように徹底するのか伺いたい。

3点目は、闇バイトの関係する強盗事件についてである。

闇バイトによる強盗事件が首都圏を中心に発生しており、佐賀県にはあまり関係ないと他人事のように感じるが、佐賀県では女性の高齢者の1人暮らしが非常に多く、強盗発生の記事を見聞きするたびに、非常に不安を感じている方がいる。このような状況で、住民の安全安心な暮らしがゆらいでいるのではないかと危惧しているので、警察の対策を伺いたい。

警察 1点目の横断歩道の一時停止については、長野県は横断歩道を渡った後に横断者がお辞儀することが多いとのことで、一時停止したドライバーはお辞儀をされたことで心地よさを感じ、停止していると聞いている。

このような形の啓発を行うことを検討するが、併せて指導取締りを継続、強化することを考えている。

また、横断歩行者へは、横断歩道を渡る際に左右の安全を確認して渡ることを更に指導、教育していこうと考えている。

警察 2点目のニセ電話詐欺、SNS型の投資詐欺の被害については、警察が把握した被害は氷山の一角で、警察が把握していない、あるいは本人が被害に遭っていることに気づかないままというケースも沢山あると見込んでいる。

被害状況を見ると、例えば数百万円、数千万円の被害に遭っている被害者は、一度に全額を振り込んでいる訳ではなく、騙され続けながら何度も振り込んでいる状況にある。

対策の一つ目として、注意喚起の広報を行っている。

自分を客観的にみることができれば「おかしい」と思い、騙されていることに気づけるので、「このような被害（手口）があっている。」とか「家族や警察に相談をする。」などの広報を継続していく。

対策の2つ目として、水際防止を推進している。

被害金の多くは、コンビニエンスストアや金融機関において振り込まれている。接客される職員や店員の方から振り込みなどに来たお客様に一言声をかけてもらうことで、被害防止に繋がっている。

これらの水際対策は、交番や駐在所を所管する地域課と連携して推進しており、対策の一環として、先日、銀行と合同でニセ電話詐欺の被害防止対応訓練を実施した。

対策の3つ目は、検挙である。

ニセ電話詐欺等の被害が佐賀県内で発生したとしても、犯人が必ずしも佐賀県にいるとは限らず、この手口の犯人は首都圏や地方都市を拠点としたり、あるいは拠点を転々としながら広域に犯行を繰り返している。

これらの犯人を検挙するため、佐賀県警察本部をはじめ全国の各警察と連携を図り、対策を推進している。

3点目の闇バイトに関して、今年の9月末以降に受理した警察相談のうち、40件以上が不審者が訪問してきたという内容であり、その相談を分析したところ、旧佐賀市内に加え、久保田町、東与賀町、川副町、諸富町の方から相談がなされていた。

首都圏では多数の防犯カメラが設置され、これによる検挙が多数あるが、佐賀県は防犯カメラの設置が非常に少なく、実際、佐賀県で強盗事件等が発生すれば、防犯カメラを利用した被疑者の検挙は首都圏と比べ相当難しくなる。

特に、民家を対象とした強盗事件等に関しては、危機感を持って初動対応を徹底することとしており、具体的には、不審者や不審電話の通報（相談）があれば、通報者の自宅を訪問したり、パトカーによる付近の警らを行っていくことによって、犯行や被害を未然に防ぐ、予防、防犯活動を最優先に実施している。

また、検挙対策も先制的にやっていくべきと考えており、防犯カメラの

設置を促進することや、防犯カメラの解析を行うなどして不審者を洗い出しておくことなど、初動捜査を効率的に行うための諸準備を進めており、犯人の早期の検挙に務めることとしている。

闇バイトについては、様々な内容の相談を受けているが、その中には、関東地方で行われているような闇バイトによる下見ではないかとの相談が多数有り、その状況を確認すると、ほとんどが訪問販売である。

しかし、警察では、佐賀県内でも闇バイトによる凶悪事件が発生するのだという危機意識を持って、安易に訪問販売と判断するのではなく、闇バイトの下見かもしれないとの意識を持って対応している。

委員 地域住民から「この交差点が危ないんだよね。混雑がひどいんだよね。」等の声をよく聞くが、このような交通に関する意見をどのような形式で警察に要望したらよいのか方法を伺いたい。自治会が住民の意見をまとめて警察に提出すればよいのか。

また、信号機や標識標示の設置を要望する方法について調べてみたが、要望のための書式やどのような方法で要望するのかが分からず、手続きが明示されていないようである。

警察のホームページなどに、「こういう書式を使用してください。」、「個人ではなく自治会等を通して要望出してください。」など、要望の方法を示してもらいたい。

警察 委員の指摘のとおり、交通施設の設置要望に決まった方法はない。

地区で検討して方針を決め、要望書を警察へ提出する。または事前に交通課に意見として相談してもらうことも一つの手段である。

警察で全ての危険箇所を把握できているわけではないので、電話でも情報提供があれば、現地に赴いて実態を調査している。

6 閉会

7 視察

交通安全教育車「さがふれあい号」の視察